第四条　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第八号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

２　（略）

（検査等の実施及び結果の保存）

第七条　指定特定共通構造部の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。

２　指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が均一性を有するようにするため、検査実施要領に従って検査をし、かつ、当該検査の結果の分析等を行わなければならない。

３　指定製作者等は、前項の検査の結果を一年間保存しなければならない。

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書、第四号若しくは第五号の書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があった場合	（略）	（略）
二　（略）	第三条第二項第一号から第三号まで及び第六号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

２・３　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（自動車型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の自動車型式指定規則第三条の四に規定する指定製作者等である者については、当該自動車に係る第二条の規定による改正後の自動車型式指定規則第七条の四第二項の規定は、適用しない。

第四条　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第七号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

２　（略）

（品質管理の記録の保存）

第七条　指定特定共通構造部の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。

この場合において、指定製作者等は、当該指定特定共通構造部が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を一年間保存しなければならない。

（新設）

（届出等）

第八条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号の書面の記載事項に変更があった場合	（略）	（略）
二　（略）	第三条第二項第一号から第三号まで及び第五号の書面（第三号括弧書の書面を除く。）の記載事項に軽微な変更（当該変更に係る特定共通構造部の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該特定共通構造部が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるものをいう。）があった場合	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

２・３　（略）